

事業者のみなさん

個人住民税は特別徴収で納めましょう

法律で定められています



個人住民税の特別徴収をわかりやすく解説します!



個人住民税 特別徴収の子エブクロウ先生

令和元年10月1日から地方税共通納税システムスタート!
複数団体への一括納税が可能です。



事業主（給与支払者）は全ての従業員の給与から
個人住民税を引き去り（特別徴収）により納める義務があります。
特別徴収についてみなさまにもっとご理解いただけますよう、
このパンフレットを通じて説明していきます。



そもそも、
特別徴収って何？
知らないよ！
P4のQ1へ

特別徴収って
しなくちゃ
いけないの？
P4のQ2へ



さあ、先生がみんなの
疑問に答えていくぞ！

従業員は家族だけ
だから特別徴収し
なくていいよね？
P4のQ3へ



パートやバイトは
普通徴収で
いいのよね？
P4のQ4へ



従業員が少ない
から普通徴収しか
やってないよ！
P4のQ5へ



個人住民税 特別徴収の
チエブクロウ先生

どんなときに
特別徴収しなけれ
ばならないの？
P5のQ6へ



特別徴収の
メリットって何？
P5のQ7へ



従業員の就退職が
多くて、どうやって
いいかわからない！
P5のQ9へ



従業員から普通
徴収で納めたいと
言われたら…
P5のQ10へ

個人住民税 特別徴収の概要



個人住民税の特別徴収とは？

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収制度のしくみ



用語の解説

- 個人住民税とは、市町村民税と道府県民税を併せた地方税のことです。
- 給与と引き去り（給与天引き）による納入を「特別徴収」といいます。
- 「特別徴収」以外に、市町村から送付される納税通知書で個人が納付する方法を「普通徴収」といいます（年4回）。
- 従業員には、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含まれます。



個人住民税 特別徴収 Q&A

Q1

特別徴収とは何ですか？



まずは、用語の定義じゃな。

A

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度です。



Q2

特別徴収はしなくてもいけないのですか？



実は、義務なんじゃ。

A

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法律(地方税法第321条の4及び市区町村条例)により義務づけられています。



Q3

従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いのでしょうか？



家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

A

Q4

従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？



全ての従業員なんじゃ。

A

アルバイト、パートなど**全ての従業員**から特別徴収する必要があります。ただし、次のような特別な従業員は除きます。

- 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等



Q5

従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？



少なくとも特別徴収じゃ！

A

しなければなりません。ただし、**従業員(納税義務者)が常時10人未満**の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度(「納期の特例」)を利用できます。



Q₆

どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？



A

従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主（給与支払者）は原則として特別徴収しなければなりません。

Q₇

特別徴収するメリットはあるのですか？



A

- ①事業主（給与支払者）は、個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、所得税のように事業主（給与支払者）が税額を計算したり**年末調整をする手間はかかりません。**
- ②従業員（納税義務者）は、**金融機関に向いて納税する手間が省け**、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて**1回あたりの納税額が少なく**てすみます。

Q₈

事業主（給与支払者）が特別徴収した個人住民税は、従業員（納税義務者）が住んでいる市町村ごとに納入しないといけませんか？

A

個人住民税は、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入する必要があります。金融機関で納入する場合は、市町村から送付された納入書により納付することが出来ます。なお、指定金融機関以外の金融機関から納付する場合は手数料がかかる場合があります。地方税共通納税システムを利用して納入することもできます。

Q₉

従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっているが…



A

事業主（給与支払者）が特別徴収義務者となることは、法令（地方税法第321条の4）に定められています。**事務が複雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。**



Q₁₀

従業員から普通徴収で納めたいと言われたら…



A

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員（納税義務者）の希望により**普通徴収を選択することはできません。**
また、Q7のとおり、特別徴収は従業員の方の便宜になります。

選択ではないんじゃない。



具体的な手続き

意外に簡単じゃろ。



基本的な手続きの流れ

STEP

①

給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「**給与支払報告書**」を、給与の支払いを受けている方が**1月1日現在お住まいの市町村**に提出する必要があります。また年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

※給与支払報告書はeLTAX(エルタックス)によりパソコンから電子申請がご利用いただけます。
eLTAX(エルタックス)に関する情報はこちらのホームページをご覧ください。<https://www.lta.go.jp/>

STEP

②

特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から事業主(特別徴収義務者)あてに「**特別徴収税額決定通知書**(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(給与引き取り)を開始してください。

STEP

③

納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収(給与引き取り)した月の**翌月10日**です。この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

※納入できる金融機関は、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村にお問い合わせください。
なお、指定金融機関以外では手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

令和元年10月1日から、eLTAXの地方税共通納税システムを利用した複数の地方公共団体への一括納税が可能となりました。インターネットバンキングのみでなく、事前に登録した金融機関口座を指定して、インターネットバンキングのログイン等の手続きなしで直接納税することもできます。また地方公共団体の指定金融機関等以外からでも納税できます。詳しくはeLTAX ホームページをご覧ください。

その他の手続き

税額の変更通知

従業員（納税義務者）の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更通知書」が送付されますので、その通知に従って**特別徴収する税額を変更**してください。

退職・休職者の徴収方法

①6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員（納税義務者）から直接納付していただきます。

従業員（納税義務者）から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、**未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収**していただきます。

②翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については①とは違い、法令（地方税法第321条の5第2項）により特別徴収できなくなった残りの税額については、元の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、従業員（納税義務者）の申し出がなくても**5月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収**により納入していただく必要があります。

異動届などの提出

退職や休職または転勤等により従業員（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村に「異動届」を提出する必要があります。

納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入いただくことになっていますが、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業主（給与支払者）に限り、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、**6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入**できる「納期の特例」をご利用いただけます。

*各期間のうち、承認を受けた日が属する期間については、その日が属する月から当該期間の最終月までの期間

退職所得が支払われる場合の個人住民税の特別徴収について

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入することとされています。納入すべき市町村は、退職手当の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の**1月1日現在における住所が所在する市町村**です。

特別徴収に係る eLTAX及び地方税共通納税システムの利用について

eLTAXで利用可能な手続き(個人住民税の特別徴収に関係するもの)

1. 電子申告が可能なもの

- 給与支払報告
- 給与支払報告・特別徴収に関わる給与所得者異動届出
- 普通徴収から特別徴収への切替申請
- 退職所得に関わる納入申告及び特別徴収票
- 公的年金等支払報告 など

2. 電子申請・届出が可能なもの

- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

3. 共通納税(地方税共通納税システムを利用して行う電子納税)が可能なもの

- 特別徴収に係る本税の納入
- 特別徴収に係る延滞金、加算金の納入

特に、

- ① 退職所得に係る納入申告を電子申告した場合
- ② 特別徴収税額通知書が電子的に送付されている場合

は、納付金額等のデータを取り込む方法により納入することができます。

その他の場合は、納付税額等を直接入力することにより納入します。

eLTAXと地方税共通納税システムの特徴

1. eLTAX

- 給与支払報告書等を地方公共団体などの窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができます。また、複数の地方公共団体へ給与支払報告書等を自動的に振り分けて一括して提出することができます。

2. 地方税共通納税システム

- 全地方公共団体へ電子納税ができます。
- ダイレクト方式による納入ができます。
※ダイレクト方式:引き落とし金融機関口座を登録し、地方税共通納税システムによりその口座から直接税金を納入すること。
- 地方公共団体の指定する金融機関に限らず、多くの金融機関で利用できます。
- 金融機関窓口等へ出向く必要がありません。
- 8時30分から24時まで利用可能です(土日祝日、年末年始を除く)。
- 手数料はかかりません。
※eLTAXの利用届出や電子申告の際は、電子証明書(有料)が必要となります。